

自動車税・軽自動車税の納付及び減免申請について

■自動車税・軽自動車税の納付について

自動車税及び軽自動車税は、毎年4月1日を基準日にし、登録(車検証)の名義人に課税されます。5月上旬に納税通知書が郵送(軽自動車税の場合は5月10日以降)されますので、納期限までに納付してください。納付は下記の窓口のほか、お近くの金融機関、郵便局、コンビニエンスストアでも納付いただけます(納期限が過ぎると、コンビニエンスストアでの納付はできません)。

自動車税・軽自動車税の納付窓口及び納期限

税 目	納 付 窓 口	納 期 限
自 動 車 税	水戸県税事務所	5月31日(木)
軽 自 動 車 税	城里町役場会計課、桂支所、七会町民センター	

■自動車税・軽自動車税の減免申請について

障害の程度や車両の使用状況が一定の要件に該当する場合、申請により自動車税または軽自動車税の減免を受けることができます。



対象車両

- ① 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳のいずれかの手帳の交付を受けている方が専ら使用している車両。
- ② ①に該当する方を常時介護し生計を一にする方が、①に挙げた手帳を有する方の生業、通院、通学等に使用している車両。

自動車税・軽自動車税の減免申請窓口及び申請期限

税 目	申 請 窓 口	申 請 期 限
自 動 車 税	水戸県税事務所	5月31日(木)
軽 自 動 車 税	城里町役場税務課、桂支所、七会町民センター	

※減免を受けることができる車両は、障害がある方1人につき1台に限られます。自動車税の減免を受けている場合、軽自動車税の減免は受けられません。

※軽自動車税の減免申請は、毎年度必要です。

必要書類

- ア) 身体障害者手帳等 イ) 運転者の免許証 ウ) 納税通知書(届く前の申請の場合は不要です)
エ) 車検証 オ) 納税義務者の印鑑 カ) 減免申請書(申請書は各申請窓口にあります)
キ) マイナンバー(個人番号)カード、マイナンバー通知カード等のマイナンバーがわかるもの
※申請書に納税義務者のマイナンバーを記入していただきます。

軽自動車税継続検査証明書の発行について

車検を6月上旬に予定されている方で、軽自動車税継続検査証明書が必要な場合は、納付の確認ができるものをお持ちになり、役場税務課、桂支所、七会町民センターのいずれかにお越しください。

○納付書払いの方：領収書

○口座振替の方：引き落とし記載のある通帳

納付の確認ができるまで証明書の発行はできません。口座振替の方への証明書の送付は、6月中旬になります。

納付窓口や時期によっては、納付の確認に時間がかかる場合(概ね2週間程度)がありますので、予めご了承ください。

問合せ 自動車税に関すること 水戸県税事務所 ☎029-221-6768
軽自動車税に関すること 城里町役場税務課 ☎029-288-3111(内線123)